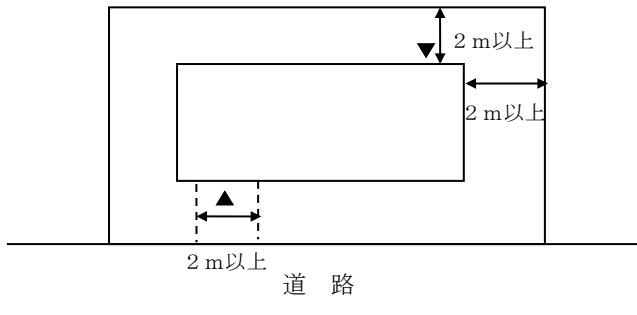
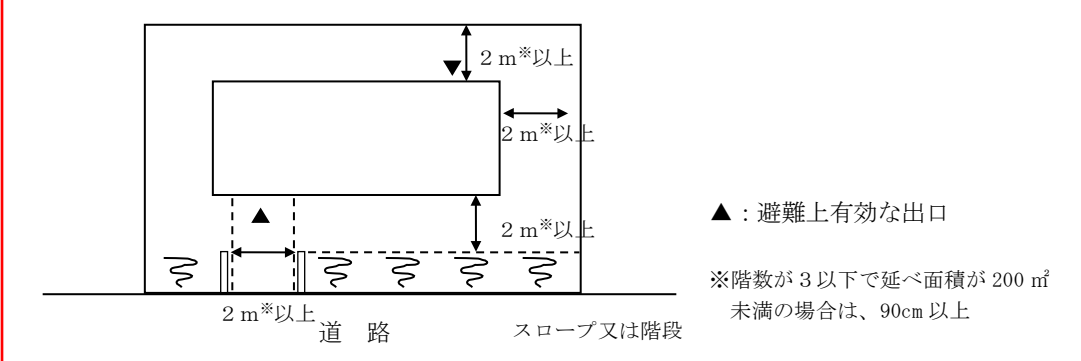


# 横浜市建築基準条例及び同解説 新旧対照表

※下線部及び赤枠が改正部分

旧	新
第1章 特殊建築物等	第1章 特殊建築物等
<p><b>【屋外への出口、避難通路等】</b>  <b>第6条 (略)</b>                      2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル以上の通路を設けなければならない。                       3・4 (略)                      (昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・一部改正)</p>	<p><b>【屋外への出口、避難通路等】</b>  <b>第6条 (略)</b>                      2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル)</u> 以上の通路を設けなければならない。                       3・4 (略)                      (昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・<u>令2条例39</u>・一部改正)</p>
● 第1項	● 第1項
(略)	(略)
● 第2項	● 第2項
敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています <u>(図9)</u> 。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります <u>(図10)</u> 。	敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています <u>(削除)</u> 。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります <u>(図9)</u> 。  これらの敷地内の通路、階段、スロープ等の幅員については、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合には、90センチメートル以上とすることができます。
 <p style="text-align: center;">▲：避難上有効な出口</p> <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">図9 敷地内の通路</p>	 <p style="text-align: center;">▲：避難上有効な出口</p> <p style="text-align: center;">※階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の場合は、90cm以上</p> <p style="text-align: center;">道路 スロープ又は階段</p> <p style="text-align: center;">図9 敷地内の通路(敷地と道路に高低差がある場合)</p>

旧	新
<div data-bbox="400 262 1246 546" data-label="Diagram"> <p>A及びBの場合 幅が各々2m以上のスロープ又は階段を設ける</p> <p>Aのみの場合 幅が3m以上のスロープ又は階段を設ける ※第3項参照</p> <p>200㎡を超える建築物</p> <p>▲UP ▲UP</p> <p>道路</p> <p>スロープ又は階段</p> </div> <p data-bbox="638 577 1023 609">図 10 敷地と道路に高低差がある場合</p> <div data-bbox="222 661 1469 693" data-label="Section-Header"> <p>● 第3項</p> </div> <p data-bbox="237 703 1454 735">第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。</p> <p data-bbox="222 745 1469 913">床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります(図10 Aのみの場合)。</p> <p data-bbox="801 1018 890 1050">(図新設)</p>	<p data-bbox="2077 409 2166 441">(削除)</p> <div data-bbox="1691 945 2537 1228" data-label="Diagram"> <p>A及びBの場合 幅が各々2m以上のスロープ又は階段を設ける</p> <p>Aのみの場合 幅が3m以上のスロープ又は階段を設ける</p> <p>200㎡を超える建築物</p> <p>▲UP ▲UP</p> <p>道路</p> <p>スロープ又は階段</p> </div> <p data-bbox="1929 1260 2315 1291">図 10 敷地と道路に高低差がある場合</p> <div data-bbox="1498 661 2745 693" data-label="Section-Header"> <p>● 第3項</p> </div> <p data-bbox="1513 703 2730 735">第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。</p> <p data-bbox="1498 745 2745 913">床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります(図10 Aのみの場合)。</p>
<div data-bbox="252 1344 1439 1627" data-label="Text"> <p>【耐火建築物等】</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。</p> <p>(昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平27条例40・平30条例51・令元条例18・令2条例15・一部改正)</p> </div>	<div data-bbox="1513 1344 2715 1627" data-label="Text"> <p>【耐火建築物等】</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。<u>ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平27条例40・平30条例51・令元条例18・令2条例15・令2条例39・一部改正)</p> </div>

旧	新
<p>● 第1項 (略)</p> <p>● 第2項 列記する用途とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、防火区画するように規定したものです。また、診療所と共同住宅など列記する用途が併設する場合は、列記する用途相互間も防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p>	<p>● 第1項 (略)</p> <p>● 第2項 列記する用途とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、防火区画するように規定したものです。また、診療所と共同住宅など列記する用途が併設する場合は、列記する用途相互間も防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p> <p><u>ただし書の規定は、政令112条第18項ただし書の規定と同様の規定です（細則第20条の3）。適用には以下のような条件があります。具体的内容については令和2年3月6日国土交通省告示第250号を参照してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>病院等の用途に供する部分を、ホテル、旅館又は児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものに限る。）のいずれかの用途に供する必要がある、かつ、その他の用途に供する部分を法別表第1（い）欄(1)項に掲げる用途、病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供しない必要があります。</u></li> <li>・<u>緩和する用途相互の部分は同一階にある必要があります。</u></li> <li>・<u>自動火災報知設備を、緩和する用途相互の部分に設置する必要があります。</u></li> </ul> <p><u>なお、緩和する用途相互の部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用され、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいです。（令和2年4月1日国住指第4658号）</u></p>
<p><b>【構造等】</b> 第23条の4 略</p> <p>● 第1項 (略)</p> <p>● 第2項 長屋とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。</p> <p>● 第3・4項 (略)</p>	<p><b>【構造等】</b> 第23条の4 略</p> <p>● 第1項 (略)</p> <p>● 第2項 長屋とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。<u>なお、第16条第2項ただし書きの規定については、細則20条の3において長屋が緩和の対象となっていないため、適用することができません。</u></p> <p>● 第3・4項 (略)</p>

**【屋外への出口等】**  
**第 28 条 (略)**  
 2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員 1.5 メートル以上の通路を設けなければならない。  
 3・4 (略)  
 (昭 57 条例 47・平 5 条例 43・平 12 条例 83・平 22 条例 5・平 27 条例 40・一部改正)

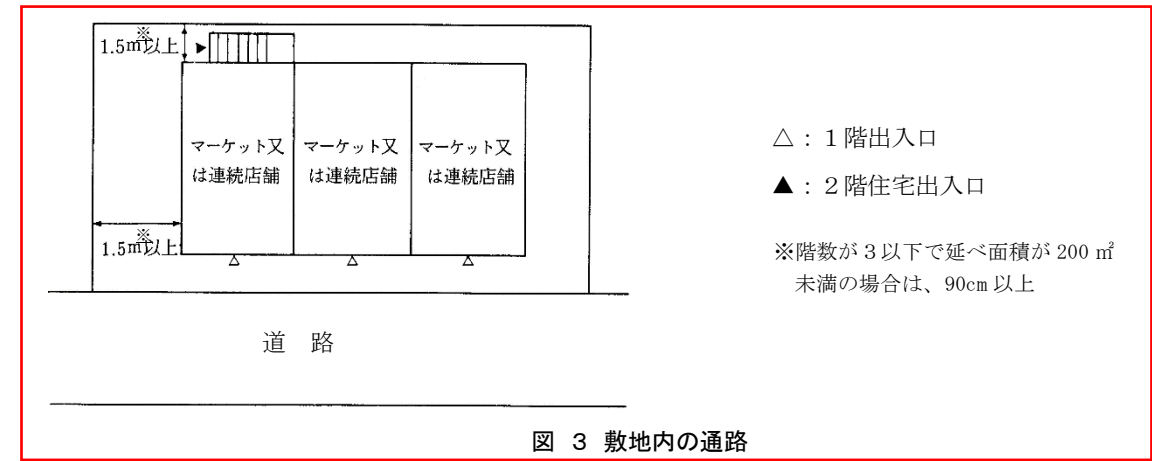
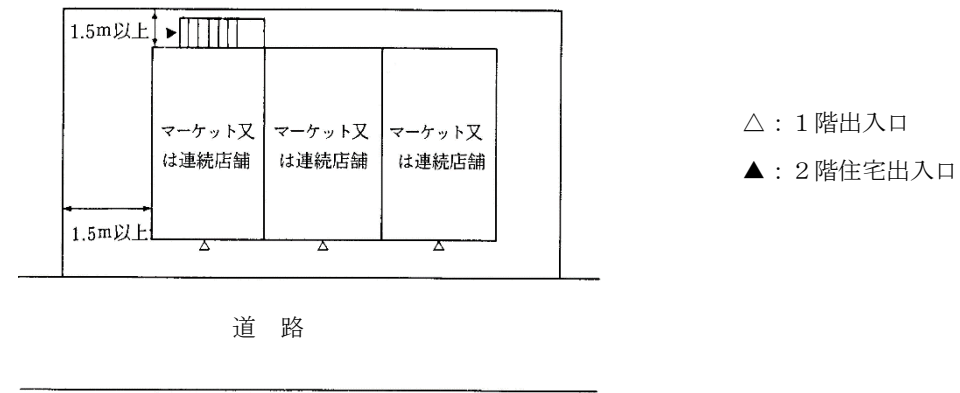
**【屋外への出口等】**  
**第 28 条 (略)**  
 2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員 1.5 メートル (階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90 センチメートル) 以上の通路を設けなければならない。  
 3・4 (略)  
 (昭 57 条例 47・平 5 条例 43・平 12 条例 83・平 22 条例 5・平 27 条例 40・令 2 条例 39・一部改正)

● 第 1 項  
 (略)

● 第 1 項  
 (略)

● 第 2 項  
 避難安全上を考慮して、図 3 のとおり、前項の出口から道路等に通ずる敷地内の通路を確保するよう定めています。

● 第 2 項  
 避難安全上を考慮して、図 3 のとおり、前項の出口から道路等に通ずる敷地内の通路を確保するよう定めています。なお、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、通路の幅員を 90 センチメートル以上とすることができます。



● 第 3・4 項  
 (略)

● 第 3・4 項  
 (略)

**【耐火建築物等】**  
**第 49 条 (略)**

**【耐火建築物等】**  
**第 49 条 (略)**

● 第 1 項  
 (略)

● 第 1 項  
 (略)

● 第 2 項  
 自動車庫等とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。前項の規定により主要構造部及び直上階の床を耐火構造としなければならない場合には、区画も耐火構造 (令第 112 条第 17 項から第 20 項に定める構造物) とすべき旨の規定です。

● 第 2 項  
 自動車庫等とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。前項の規定により主要構造部及び直上階の床を耐火構造としなければならない場合には、区画も耐火構造 (令第 112 条第 17 項から第 20 項に定める構造物) とすべき旨の規定です。

旧	新
<p>なお、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車車庫と自動車修理工場との間で防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p> <p>● 第3・4項 (略)</p>	<p>なお、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車車庫と自動車修理工場との間で防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p> <p>また、第16条第2項ただし書きの規定については、細則20条の3において自動車車庫及び自動車修理工場が緩和の対象となっていないため、適用することができません。</p> <p>● 第3・4項 (略)</p>
付則	付則
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、<u>なお従前の例による。</u></p>